

平成 2 8 年

大 東 市 議 会

開 会 議 会 議 案

条 例 新 旧 対 照 表

印刷物番号

28-14

も く じ

・ 報告第 2 号	大東市市税条例 -----	2
	大東市市税条例の一部を改正する条例 -----	1 8
・ 報告第 3 号	大東市国民健康保険税条例 -----	2 4
・ 議案第 4 1 号	大東市国民健康保険税条例 -----	2 6

報告第2号

大東市市税条例

大東市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新
(大東市市税条例)
第1条 ～ 第50条 (略)
(市民税の減免)
第51条 (略)
(1) ～ (5) (略)
2 (略)
(1) 納税義務者の氏名および住所または居所（法人にあつては、名称、事務所または事業所の所在地および法人番号）
(2) ～ (3) (略)
3 (略)
第52条 ～ 第55条 (略)
第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2もしくは第12号の固定資産または同項第16号の固定資産（ <u>独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。</u> ）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第

主要改正点

- ・省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置の延長等に伴う規定を整備したこと。
- ・固定資産税等に係る課税標準の特例措置を規定したこと。

旧
第1条 ～ 第50条 (略)
(市民税の減免)
第51条 (略)
(1) ～ (5) (略)
2 (略)
(1) 納税義務者の氏名または名称、住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号（ <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u> ）または法人番号
(2) ～ (3) (略)
3 (略)
第52条 ～ 第55条 (略)
第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2または第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人

新

31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

第57条 ～ 第58条の2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号または第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合または有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条 ～ 第139条の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

(1) ～ (3) (略)

2 (略)

旧

税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

第57条 ～ 第58条の2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5までまたは第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合または有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条 ～ 第139条の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

(1) ～ (3) (略)

2 (略)

新

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2) ～ (3) (略)

3 (略)

第140条 ～ 第140条の15 (略)

(都市計画税の納税義務者等)

第141条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項または第34項の規定の適用を受ける土地または家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者または所有者とみなされる者をいう。

3 ～ 4 (略)

第142条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 ～ 3 (略)

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 ～ 6 (略)

旧

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2) ～ (3) (略)

3 (略)

第140条 ～ 第140条の15 (略)

(都市計画税の納税義務者等)

第141条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項または第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地または家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者または所有者とみなされる者をいう。

3 ～ 4 (略)

第142条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 ～ 3 (略)

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 ～ 6 (略)

新

- 7 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 (略)
- 16 (略)
- 17 (略)
- 18 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 19 (略)
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 (略)
- (1) ~ (3) (略)
- 2 ~ 8 (略)
- 9 (略)
- (1) ~ (4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第36項に規定する補助金

旧

- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)
- 11 (略)
- 12 (略)
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 (略)
- (1) ~ (3) (略)
- 2 ~ 8 (略)
- 9 (略)
- (1) ~ (4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用

新

等

(6) (略)

10 (略)

(1) ~ (6) (略)

第11条 ~ 第20条の2 (略)

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

第20条の3 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第21条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第21条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等

旧

(6) (略)

10 (略)

(1) ~ (6) (略)

第11条 ~ 第20条の2 (略)

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第21条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第21条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等

新

であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第21条の3 付則第21条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第21条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第22条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第21条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

第23条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第21条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得

旧

であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第21条の3 付則第21条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第21条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第22条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第21条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

第23条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第21条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得

新

た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの都市計画税の特例)

第24条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

第24条の2 (略)

第24条の3 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第25条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年

旧

た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの都市計画税の特例)

第24条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

第24条の2 (略)

第24条の3 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第25条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年

新

度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第26条 ～ 第27条 （略）

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項もしくは第45項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第29条 （略）

旧

度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第26条 ～ 第27条 （略）

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項もしくは第42項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第30項から第33項まで」とあるのは「もしくは第30項から第33項までまたは法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第29条 （略）

新

(大東市市税条例の一部を改正する条例)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 (略)

2 (略)

(1) ～ (3) (略)

3 (略)

第98条第1項	<u>施行規則第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	<u>施行規則第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>施行規則第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>施行規則第34号の2様式</u> または第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式または第48号の6様式

4 ～ 6 (略)

7 (略)

旧

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 (略)

2 (略)

(1) ～ (3) (略)

3 (略)

第98条第1項	<u>第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号) <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	<u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>第34号の2様式</u> または第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式または第48号の6様式

4 ～ 6 (略)

7 (略)

新

<u>第100条の2第1項</u>	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第5条第5項
	当該各項	同項

8 ～ 9 (略)

10 (略)

第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、第5項および前項</u>
第7項の表 <u>第100条の2第1項</u> の項	付則第5条第5項	付則第5条第10項において準用する同条第5項

11 (略)

12 (略)

第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の

旧

<u>第100条の2</u>	第98条第1項または第2項	平成27年改正条例付則第5条第5項
	当該各項	同項

8 ～ 9 (略)

10 (略)

第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	<u>から</u>	<u>、第5項および</u>
第7項の表 <u>第100条の2</u> の項	付則第5条第5項	付則第5条第10項において準用する同条第5項

11 (略)

12 (略)

第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の

新

	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、第5項および前項</u>
第7項の表 <u>第100条の2</u> <u>第1項</u> の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用 する同条第5項

13 (略)

14 (略)

第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、第5項および前項</u>
第7項の表 <u>第100条の2</u> <u>第1項</u> の項	付則第5条第5項	付則第5条第14項において準用 する同条第5項

旧

	<u>から</u>	<u>、第5項および</u>
第7項の表 <u>第100条の2</u> の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用 する同条第5項

13 (略)

14 (略)

第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	<u>から</u>	<u>、第5項および</u>
第7項の表 <u>第100条の2</u> の項	付則第5条第5項	付則第5条第14項において準用 する同条第5項

大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第22条 (略) (国民健康保険税の減額)
第23条 (略)
(1) (略)
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき <u>265,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア～オ (略)
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき <u>480,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア～オ (略)
第23条の2 ～ 第24条の2 (略) (国民健康保険税の減免)
第24条の3 (略)
(1) ～ (3) (略)
2 (略)
(1) 氏名および住所
(2) ～ (3) (略)
3 (略)
第25条 ～ 第27条 (略)

主要改正点

- ・国民健康保険税の軽減措置を拡大したこと。

旧
第1条 ～ 第22条 (略) (国民健康保険税の減額)
第23条 (略)
(1) (略)
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき <u>260,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア～オ (略)
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき <u>470,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア～オ (略)
第23条の2 ～ 第24条の2 (略) (国民健康保険税の減免)
第24条の3 (略)
(1) ～ (3) (略)
2 (略)
(1) 氏名、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)
(2) ～ (3) (略)
3 (略)
第25条 ～ 第27条 (略)

大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>520,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>520,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>170,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>160,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.10</u>を乗じて算定する。</p>

主要改正点

- ・賦課限度額、所得割額の割合、被保険者均等割額および世帯別平等割額を変更したこと。
- ・被保険者均等割額および世帯別平等割額に係る軽減額を変更したこと。

旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>510,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>510,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>160,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>140,000円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>140,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.00</u>を乗じて算定する。</p>

新

2 (略)

第4条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条 (略)

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2および第23条において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2および第23条において同じ。）以外の世帯 33,900円

(2) 特定世帯 16,950円

(3) 特定継続世帯 25,425円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.74を乗じて算定する。

第7条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 (略)

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 9,220円

(2) 特定世帯 4,610円

(3) 特定継続世帯 6,915円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得

旧

2 (略)

第4条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条 (略)

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2および第23条において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2および第23条において同じ。）以外の世帯 32,400円

(2) 特定世帯 16,200円

(3) 特定継続世帯 24,300円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.24を乗じて算定する。

第7条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 (略)

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 6,720円

(2) 特定世帯 3,360円

(3) 特定継続世帯 5,040円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得

新

金額等に100分の2.80を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について16,820円とする。

第10条 ～ 第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

(1) (略)

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 23,730円

(イ) 特定世帯 11,865円

(ウ) 特定継続世帯 17,798円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 6,454円

(イ) 特定世帯 3,227円

旧

金額等に100分の2.20を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について15,320円とする。

第10条 ～ 第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円)の合算額とする。

(1) (略)

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 22,680円

(イ) 特定世帯 11,340円

(ウ) 特定継続世帯 17,010円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 4,704円

(イ) 特定世帯 2,352円

新

(ウ) 特定継続世帯 4, 841円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11, 774円

(2) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 16, 950円

(イ) 特定世帯 8, 475円

(ウ) 特定継続世帯 12, 713円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 4, 610円

(イ) 特定世帯 2, 305円

(ウ) 特定継続世帯 3, 458円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8, 410円

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 6, 780円

(イ) 特定世帯 3, 390円

(ウ) 特定継続世帯 5, 085円

ウ (略)

エ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1, 844円

旧

(ウ) 特定継続世帯 3, 528円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10, 724円

(2) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 16, 200円

(イ) 特定世帯 8, 100円

(ウ) 特定継続世帯 12, 150円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 3, 360円

(イ) 特定世帯 1, 680円

(ウ) 特定継続世帯 2, 520円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7, 660円

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 6, 480円

(イ) 特定世帯 3, 240円

(ウ) 特定継続世帯 4, 860円

ウ (略)

エ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1, 344円

新

(イ) 特定世帯 922円

(ウ) 特定継続世帯 1,383円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,364円

第23条の2 ～ 第27条（略）

旧

(イ) 特定世帯 672円

(ウ) 特定継続世帯 1,008円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,064円

第23条の2 ～ 第27条（略）